

障害者差別解消法 が施行されます

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が平成25年6月26日に公布され、平成28年4月1日より施行されます。

① 障害者差別解消法のポイント

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	不当な差別的取扱いが禁止されます。	障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。	不当な差別的取扱いが禁止されます。	障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

② 障害を理由とする差別とは？

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

(例) 障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否すること

③ 合理的配慮とは？

障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うことをいいます。

(例) 障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応すること

④ 障害者差別解消法に関する相談窓口は？

行政機関の苦情相談窓口等にお申し出ください。

【厚真町の相談窓口】

役場町民福祉課 福祉グループ（総合ケアセンターゆくり内）

☎0145-26-7872 FAX0145-26-7733

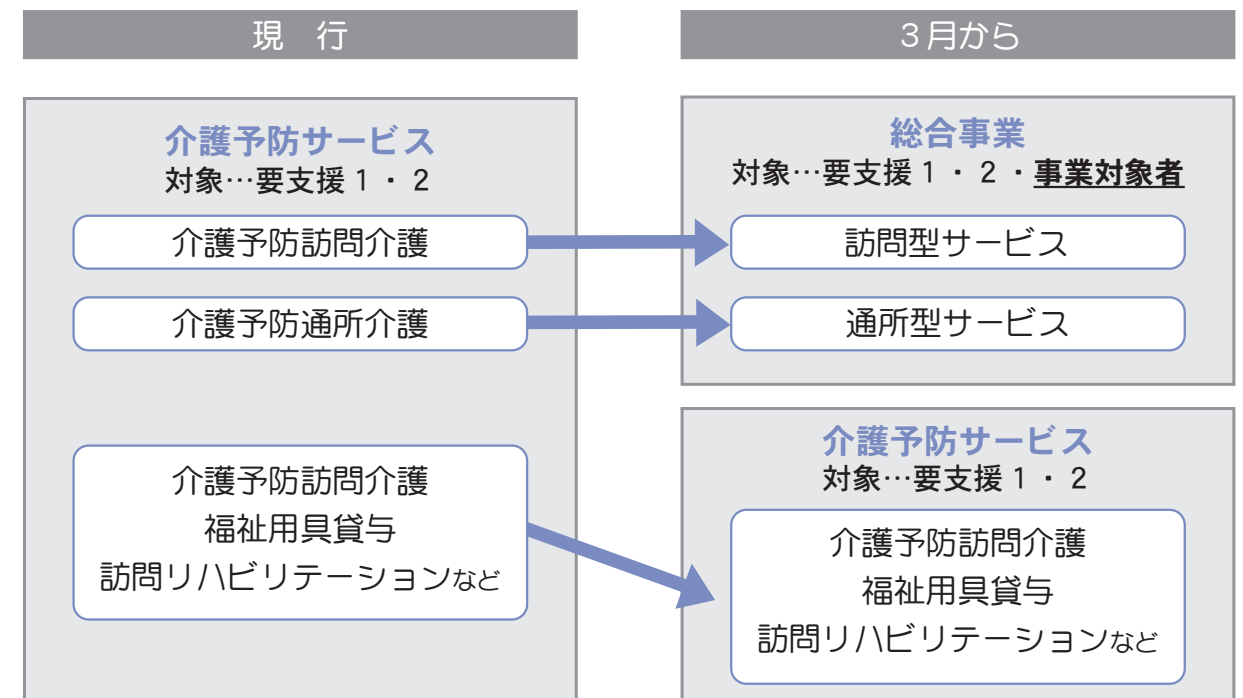
3月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が始まります！

要支援1～2の方のホームヘルプサービスと デイサービスが新しい総合事業に移行します

要支援の方に対する介護予防サービスのうち、ホームヘルプサービス（介護予防訪問介護）と、デイサービス（介護予防通所介護）が総合事業に移行します。ご利用される方がどのサービスを利用したらよいかについては、地域包括支援センターへご相談ください。

要支援認定を受けなくても、迅速にサービス利用が可能となります。

ホームヘルプサービスとデイサービスだけを利用する方は、必ずしも要支援認定を受ける必要がありません。地域包括支援センターが行う基本チェックリストに回答していただき、「**事業対象者**」と認定されることで利用できるようになります。



総合事業Q&A

- Q. 私は要支援でデイサービスを利用していますが、これからも利用できますか？
- A. はい。利用できます。継続利用する方は、必ずしも要支援認定の更新は必要ありませんが、基本チェックリストを受けていただき、事業対象者と認定される必要があります。
- Q. 利用料金は変わるのでしょうか？
- A. 要支援1～2の方は変更ありません。事業対象者の方は、要支援1と同一料金となります。
- Q. 福祉用具貸与、訪問看護、訪問リハビリテーションなどを利用する場合は、どうすればいいの？
- A. 要支援認定を受けていただく必要があります。

